農業インターンシップ

体験受入ルールブック

トラブルのない受け入れのために、受入に際してお願いしたいこと

農業インターンシップ事業では、受入農業法人等のご協力のもと、
これまで多くの農業を志す方の就業体験を実施しています。
今回、受入に際して特にご留意いただきたい点について、
ルールブックとしてまとめました。
本ルールブックを事務所内や作業場の見やすい場所に掲示し、
ガイダンス時等に関係者の皆様でしっかりルールを
共有することで、体験生・受入先双方にとって有益な体験が
行えるよう、改めてご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人 日本農業法人協会

農業インターンシップ受入の基本ルール

体験開始時のガイダンス（説明）実施のお願い

インターンシップ開始時には、経営者や従業員の皆さんと体験生の顔合わせを行い、経営の概要や体験期間中の予定を説明してください。

その際に、本ルールブックを活用し、新型コロナウィルス予防対策やハラスメント行為の禁止など職場で取り決めているルールについて関係者で確認し、一人ひとりがルールを知り、遵守するように指導してください。

ガイダンス時の必須説明事項

体験開始時に以下の項目を必ず説明してください。

1. 経営者等からの自社概要や経営方針、事業内容の説明
2. 受入担当責任者、指導担当者の紹介
3. インターンシップ期間中の作業内容及び作業安全の注意点
4. 社内規則（体験者に守ってもらうべきルール）の説明
5. 次ページ以降の新型コロナウィルス感染症予防対策、ハラスメント行為の禁止、連絡・相談窓口の説明

新型コロナウィルス感染症予防対策

体験生・受入先の皆様一人ひとりの行動が感染予防のために非常に重要となります。最新の情報を確認し、政府の示す新しい行動様式等を参考にして必要な対策を行い、感染リスクを避けて体験を実施しましょう。

三密を回避しましょう

- **受入体制の見直し**（1回の受入人数を減らす、受入期間をずらす）
- **換気励行**（打合せ時、屋内作業時、昼食・休憩時、車内など。換気設備の点検も忘れずに）
- **他の人との距離を2m以上に保つ**（作業スペースや席の間隔をとる）
- **休憩時間・打合せの見直し**（休憩時間をずらして休憩場所の密度を下げる、打合せは少人数で要点をまとめ手短に ）

衛生管理を徹底しましょう

- **手洗い・うがい・マスク着用の徹底**（手洗い場所の整備）
- **アルコール消毒液の設置と利用徹底。不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒実施**
- **作業従事者の健康状態を把握**（検温等により、体調に異常がある者は自宅待機とする（従事者家族の健康状態も配慮））

報告連絡体制を万全にしましょう

- **連絡体制の整備**（社内の指揮命令系統の確立、報告の義務化）
- **携帯電話等のIT機器の業務への活用**（WEB等を活用したコミュニケーションツールの整備）
- **管轄の公的相談窓口の把握**（保健福祉事務所等）

政府・農林水産省および各業界団体の感染予防・拡大防止のためのガイドライン等、常に最新の情報を確認して対策して下さい。

新しい生活様式の実践例

内閣官房
新型コロナウィルス感染症対策

農林水産省
新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン

厚生労働省
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

ハラスメント（苦痛を与える）行為の禁止

ハラスメント(苦痛を与える)行為とは

ハラスメントは、被害者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

ハラスメントは他の人は問題ないと思っていても、その者が被害にあっていると感じた時点で成立します。時に、加害者側は自覚なくハラスメント行為を起こしてしまっている場合があります。

ハラスメントが決して起こらないよう、職場内での教育及び周知徹底を図っていただき、体験者が安心してインターンシップ体験を受けられるようご協力ください。

セクシュアルハラスメント(セクハラ)の禁止!!

インターンシップ体験生の意に反して「性的な内容の発言」や「性的な行動」を受けることにより、個人の尊厳の侵害、体験環境の悪化が起こることは決してあってはなりません。

[性的な内容の発言] 「性的な事実関係を尋ねること」「性的な内容の情報(噂)を流布すること」「性的な冗談やからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「個人的な性的体験談を話すこと」 など

[性的な行動] 「性的な関係を強要すること」「必要なく身体へ接触すること」「わいせつ図画を配布・掲示すること」「強制わいせつ行為」 など

こんなことがセクハラになります

セクハラ事例

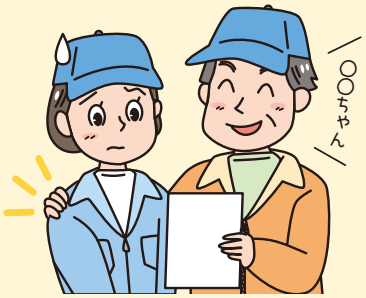

- 呼びかける際に「□□(苗字) さん」ではなく、下の名前で「○○ちゃん」などとなれなれしく呼ぶ
- 必要もないのに体に触れる
- 密室で二人きりになるような状況で飲食や飲酒を行う
- 体験とは関係のない自身の恋愛話をしたり、「彼氏はいるの？」などといったプライベートな質問をする

など

厚生労働省
悩んでいませんか？
職場でのセクシュアルハラスメント

STOP! パワーハラスメント(パワハラ)・モラルハラスメント(モラハラ)の禁止!!

インターンシップ体験生の意に反して「高圧的な発言・指導」や「精神的な攻撃」、「疎外」、「個の侵害」を受けることにより、個人の尊厳の侵害、体験環境の悪化が起こることはセクハラと同様決してあってはなりません。

こんなことがパワハラ・モラハラになります パワハラ・モラハラ事例

- 些細なミス等に対して高圧的に非難したり、しつこく原因究明を要求する
- 挨拶を無視する、悪口を言う、仲間はずれにするといったいじめ行為
- 「親の顔が見てみたい」「どういう育ち方をしたんだか」などと差別的な発言をする
- 個人の持ち物を勝手にさわる、体験期間中の宿舎の個室に勝手に入る

など

[こんなことにも気を付けましょう!]

お互いに打ち解けられる雰囲気づくりは大切ですが、コミュニケーションと称して立ち入った話題や質問をすることはマナー違反です

内部では気づかないちょっとしたことでも、外部の人間から見ると「雰囲気が悪いなあ」「仲が悪いなあ」という印象を与えることがあります。

外部の目からみた率直な感想を参考にして、自社の職場環境改善のきっかけにしましょう。

受入先におかれましては、体験に関わる人全員が、体験生に対してマナーを守り、適切なコミュニケーションを行えるよう、相手の立場に立った指導をお願いします。

過度に歓待する必要はありませんが、せっかく農業に目を向けた体験生に幻滅させてしまうようなことは絶対にあってはなりません。

ハラスメント行為などの受入先として自覚のない行為が一つでも起こると事業全体の運営ができなくなることもあります。

農業インターンシップのメリットを最大限活かし、受入先、体験生双方にとって実りのあるインターンシップを行ってください。

連絡先・相談窓口

[農業インターンシップ相談窓口]

(公社) 日本農業法人協会 農業インターンシップ事務局

☎: **03-6268-9760** (受付時間:平日 9:00 ～ 17:00)

E-mail : **intern@hojin.or.jp** (24 時間受付※)

※メールの返信は電話受付時間と同じ時間となります。

緊急の際は内容に応じて
警察や消防、病院等へ
通報をお願いします